

## 下弓削川、金丸川・池町川流域水害対策協議会 規約

### (名 称)

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づく流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため組織し、下弓削川、金丸川・池町川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい下弓削川、金丸川・池町川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は福岡県県土整備部河川整備課長が務める。
- 3 協議会の招集は会長が行う。運営及び進行は事務局が行う。
- 4 会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することができる。
- 5 協議会には、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 法4条に基づく流域水害対策計画（以下「本計画」という。）の策定及び変更
- (2) 本計画の取組状況等に関する共有・検討
- (3) その他、本計画に関して必要な事項

### (幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、前条に掲げる事項について情報共有や調整を行うことを目的とし、その結果を協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の幹事会への参加を求めることができる。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会及び幹事会の事務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、福岡県県土整備部河川整備課が行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 本規約は、令和8年6月1日から施行する。

別表 1

下弓削川、金丸川・池町川流域水害対策協議会の構成員

構成員	参考 法記載	備考
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長	法第 7 条第 2 項第二号	特定都市河川が接続する河川の河川管理者
福岡県県土整備部 河川管理課長	法第 7 条第 2 項第一号 (河川管理者等)	特定都市河川の河川管理者 特定都市河川流域の区域を含む都道府県の長
福岡県県土整備部 河川整備課長	法第 7 条第 2 項第一号 (河川管理者等)	特定都市河川の河川管理者 特定都市河川流域の区域を含む都道府県の長
福岡県 久留米県土整備事務所長	法第 7 条第 2 項第一号 (河川管理者等)	特定都市河川の河川管理者 特定都市河川流域の区域を含む都道府県の長
久留米市副市長	法第 7 条第 2 項第一号 (河川管理者等)	特定都市河川流域の区域を含む市町村の長
久留米市企業管理者	法第 7 条第 2 項第一号 (河川管理者等)	特定都市下水道の下水道管理者
九州大学名誉教授 小松 利光	法第 7 条第 2 項第三号	学識経験者
九州大学大学院教授 矢野 真一郎	法第 7 条第 2 項第三号	学識経験者

別表2

## 下弓削川、金丸川・池町川流域水害対策協議会 幹事会構成員

所属	構成員	備考
国土交通省 九州地方整備局	筑後川河川事務所 総括地域防災調整官	特定都市河川に接続する河川に関する事
福岡県県土整備部	河川管理課 課長技術補佐	特定都市河川の管理に関する事
〃	河川整備課 課長技術補佐	特定都市河川の整備に関する事
〃	河川整備課 企画主幹	流域水害対策計画の取りまとめに関する事（事務局）
〃	久留米県土整備事務所 河川砂防課長	特定都市河川の維持、管理、整備に関する事
〃	久留米県土整備事務所 災害事業センター 災害事業第1課長	特定都市河川の整備に関する事
久留米市都市建設部	国県事業調整課長	計画に関する久留米市の取りまとめ調整に関する事
〃	河川課長	流域内の市が管理する河川等に関する事
〃	都市計画課長	流域内の市のまちづくり等に関する事
久留米市総務部	防災対策課長	流域内の市の防災等に関する事
久留米市農政部	農村森林整備課長	流域内の市農政等に関する事
久留米市企業局上下水道部	下水道整備課長	流域内の下水道事業等に関する事